

第2部 主な厚生労働行政の動き

第7章 医薬品、食品の安全性の確保

第1節 医薬品・医療機器等の安全性の確保

1 「薬事法及び採血あつせん業取締法の一部を改正する法律」について

近年、生命工学等のさまざまな科学技術を駆使した医薬品・医療機器等が開発され、その製品も多様化している状況の中で、それぞれの製品の特性に応じて品質、有効性および安全性を確保していくことが求められている。また、医薬品・医療機器等に係る市販後安全対策の一層の充実を図るとともに、企業形態の多様化等への対応、国際的な整合性の確保等の観点から、現行の薬事制度の見直しを行う必要が生じている。

また、血液製剤については、その安定供給を確保するとともに、一層の安全性向上を図るために、血液事業に係る新たな法的枠組みを構築する必要が生じており、2000（平成12）年12月の「中央薬事審議会企画・制度改正特別部会」報告書等を踏まえ、関係者との調整を進めてきたところである。

こうしたことを受け、「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律」が取りまとめられ、2002（平成14）年4月に国会に提出され、一部修正の上、同年7月可決・成立した。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第7章 医薬品、食品の安全性の確保

第1節 医薬品・医療機器等の安全性の確保

1 「薬事法及び採血あつせん業取締法の一部を改正する法律」について (1) 薬事制度の見直し

「薬事法」の改正においては、

1)医療機器の構造の複雑化や医療の高度化に対応し、各種の安全対策の充実を図る目的で、医療機器のリスクに応じたクラス分類制度を導入し、低リスクの医療機器に係る第三者認証制度の導入等を図ること。

2)「生物由来製品」の安全確保、感染リスクに応じた安全対策を推進し、製品の特性を踏まえた安全対策を講ずるため、生物由来製品につき法的な定義を置くとともに、生物由来製品および特定生物由来製品の2類型に分類することとし、その特性を踏まえた安全確保措置として、原材料採取、製造から市販後に至る各段階において、各種の上乗せ措置を実施すること。

3)企業の安全対策を強化し、国際整合性を踏まえた承認・許可制度を構築するため、元売行為と市販後安全対策に着目した許可体系を構築するとともに、元売承認制度の導入等承認制度の見直しを図ること。

等の措置を講ずることとしている。

本改正のうち、生物由来製品に係る規定等については、2003（平成15）年7月30日に施行されたところである。その他の規定については公布日から起算して3年以内に施行することとされており、円滑な施行に向け遺漏のないよう所要の整備を行っていく。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第7章 医薬品、食品の安全性の確保

第1節 医薬品・医療機器等の安全性の確保

- 1 「薬事法及び採血あつせん業取締法の一部を改正する法律」について
 - (2) 安全な血液製剤の安定供給の確保等について
-

「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律」（平成14年法律第96号）により改正された「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が2002（平成14）年7月に公布され、2003（平成15）年7月30日に施行された。同法は、

- 1)血液製剤の安全性の向上、
- 2)国内自給原則の確立・安定供給の確保、
- 3)血液製剤の適正使用の推進、
- 4)公正かつ透明な実施体制の確保

の基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、採血事業者、製造業者等および医療関係者といった血液事業に係る関係者の責務が規定されている。さらに、国は「血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（基本方針）」、「献血推進計画」および「需給計画」を、都道府県は「都道府県献血推進計画」を、採血事業者は「献血受入計画」を定めることとされている。

「基本方針」は、今後5年間にわたる各関係者の取組みの基本的な方向を明らかにするものであり、その他の計画は、毎年度作成するものである。

なお、同法の附帯決議を踏まえ、血液製剤および人の血液を原材料とする特定生物由来製品には、「採血国」および「献血」又は「非献血」の区別の表示が義務づけられることとなった。これは、製品の安全性の優劣を示すものではなく、血液製剤を使用する患者等の選択に資するためのものである。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第7章 医薬品、食品の安全性の確保

第1節 医薬品・医療機器等の安全性の確保

2 「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法」について

2001（平成13）年12月19日に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、認可法人医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構を廃止した上で、国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センターと財団法人医療機器センターの業務の一部を統合し、新たに独立行政法人医薬品医療機器総合機構を設置するものである。

「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律」（平成14年法律第96号）により改正された薬事法を踏まえ、「より安全」で「より有効」な医薬品・医療機器等を「より早く」国民に提供するための体制の整備を行う必要があり、2002（平成14）年10月21日に第155回国会に提出され、同年12月原案のとおり可決・成立した。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第7章 医薬品、食品の安全性の確保

第1節 医薬品・医療機器等の安全性の確保

2 「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法」について

(1) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務概要について

独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務は、統合される現行の3機関で行っている業務内容の統合・拡充を図り、「健康被害救済業務」、「審査関連業務」、「安全対策業務」、「研究開発振興業務」を行うこととしている。

- 1) 「健康被害救済業務」については、認可法人医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構が行う医薬品副作用被害救済制度、受託貸付業務（スモン関係）および受託給付業務（HIV関係）を引き続き行うとともに、新たに生物由来製品感染等被害救済制度を創設、開始することとしている。なお、当該業務を行う部門にはその業務の性格を明示するため、その名称に「健康被害救済」の文言を冠することとしている。
 - 2) 「審査関連業務」については、人員・組織の充実強化を図り、治験前段階から承認まで一貫した指導・審査体制を構築するとともに、より信頼性の高い審査を行うため、体制の拡充等を行うこととしている。なお、医療上必要性の高い医薬品をより早く提供するための「ファストトラック制度（優先的な治験相談）」等の導入も検討していくこととしている。
 - 3) 「安全対策業務」については、審査関連業務を行う部門とは別に、安全対策業務を行う部門を設置し、厚生労働省の安全対策業務との連携を図りながら、幅広く安全情報の収集・分析、インターネット等を活用した効率的・効果的な提供を行うこととしている。
 - 4) 「研究開発振興業務」については、実用化研究の加速や事業の収益改善を図り、最先端医療技術の国際競争力を強化するよう、バイ・ドール方式（国・特殊法人等の委託による研究開発の成果たる知的財産権を受託者に帰属させる方式）による委託事業を実施することとしている。
-

第2部 主な厚生労働行政の動き

第7章 医薬品、食品の安全性の確保

第1節 医薬品・医療機器等の安全性の確保

2 「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法」について

(2) 今後の検討課題について

独立行政法人医薬品医療機器総合機構は、2004（平成16）年4月1日設立される予定であるが、規制部門と振興部門が同一法人にあることにより、健康被害救済業務や安全対策業務などが疎かになるのではないか、との懸念があることなどを踏まえ、早急に、規制業務と振興業務の分離などの課題にも取り組み、真に国民から信頼される組織となるよう、中立性・透明性・効率性の高い体制の整備を行っていくこととしている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第7章 医薬品、食品の安全性の確保

第1節 医薬品・医療機器等の安全性の確保

3 HIV問題およびクロイツフェルト・ヤコブ病（CJD）問題と医薬品・医療機器等による健康被害への反省

血友病治療のために使用していた血液製剤によりHIVに感染し、被害を被ったことに関する、国および製薬企業5社を被告とする損害賠償請求訴訟は、1996（平成8）年3月29日和解が成立した。また、脳外科手術等で広く用いられていた医療機器であるヒト乾燥硬膜「ライオデュラ」を介して、重篤な神経難病であるCJDに感染し、被害を被ったことに関する、国、輸入販売業者およびドイツの製造業者を被告とする損害賠償請求訴訟は、2002（平成14）年3月25日和解が成立した。

これらの和解の際に取り交わされた確認書において、厚生労働省は、裁判所の所見の内容を真摯かつ厳粛に受け止め、血友病患者のHIV感染およびヒト乾燥硬膜ライオデュラの移植によるヤコブ病感染という悲惨な被害が発生したことについて指摘された重大な責任を深く自覚、反省して、原告らを含む被害者が物心両面にわたり甚大な被害を被り、極めて深刻な状況に置かれるに至ったことにつき、深く衷心よりお詫びした。

また、厚生労働省は本件のような悲惨な被害が発生するに至った原因の解明と改善状況の確認に努めるとともに、安全かつ有効な医薬品等を国民に供給し、医薬品等の副作用や不良医薬品等から国民の生命、健康を守るべき重大な責務があることを改めて深く自覚し、これらの医薬品等による悲惨な健康被害を再び発生させることがないよう、最善、最大の努力を重ねることを確約した。

さらに厚生労働省においては、HIV問題およびCJD問題の反省の上に立って、薬事法上、生物由来製品が有する感染リスクに対応した安全確保体制を構築するとともに、生物由来製品については、最新の科学的知見に基づく安全確保措置を講じた場合にも、感染症を伝播する可能性を完全には否定できないことを踏まえ、将来的に発生し得る生物由来製品を介した健康被害に備え、生物由来製品の製造業者等が共同で拠出し、被害の簡易迅速な救済を実現するため、2004（平成16）年4月1日から生物由来製品による感染等被害救済制度を創設することとしている。

なお、未提訴者については提訴を待つて証拠調べを実施した上、順次和解の対象とすることとされており、2002年12月末現在、被害患者の数として、HIV訴訟においては1,359名（うち非血友病患者9名）、CJD訴訟においては26名との和解が成立している。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第7章 医薬品、食品の安全性の確保

第1節 医薬品・医療機器等の安全性の確保

4 医薬品・医療機器等の有効性・安全性の確保等

(1) 「医薬品の臨床試験の実施の基準（Good Clinical Practice：GCP）」の円滑な実施

医薬品の開発の最終段階における臨床試験（治験）の実施については、文書によるインフォームド・コンセント（説明と同意）の義務づけ等を内容とする「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（新GCP）」が1998（平成10）年4月から全面施行されているが、我が国では被験者の積極的な治験参加を求めていくための体制や治験実施医療機関内の体制の整備が不十分であることから、治験の停滞が生じているとの指摘がなされている。

厚生労働省としても、大規模治験ネットワークの構築を中心とした「全国治験活性化3カ年計画」を策定したところであり、これを踏まえ、治験の実施体制の充実や環境の整備を図ることとしている。また、「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律」（平成14年法律第96号）により改正された薬事法において、医師・医療機関が主体となって行う、いわゆる「医師主導の治験」が可能となったこと、さらに2002（平成14）年11月にSMO（Site Management Organization：治験実施医療機関が実施する治験業務の一部を委託する機関）の利用に関する標準指針策定検討会報告書が取りまとめられたことを踏まえ、新GCPの改正を行ったところである。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第7章 医薬品、食品の安全性の確保

第1節 医薬品・医療機器等の安全性の確保

4 医薬品・医療機器等の有効性・安全性の確保等

(2) 承認審査体制の充実・効率化

医薬品・医療機器等の承認審査体制について、1997（平成9）年7月に、承認審査事務を専門的に行う医薬品医療機器審査センターを国立医薬品食品衛生研究所に設置し、3か年計画で審査担当官等の倍増を図るなど、その抜本的な改善を図った。これらの結果、2000（平成12）年4月以降に申請された新医薬品の承認審査に係る標準的事務処理期間は1年となっている。

また、「薬事法及び採血及び供血あっせん業取締法の一部を改正する法律」（平成14年法律第96号）により改正された薬事法の実施体制を確保し、承認審査から安全対策までを総合的に行うため、2004（平成16）年4月に設立が予定されている「独立行政法人医薬品医療機器総合機構」において、より信頼性の高い審査の実施や、幅広い安全性情報を効率的かつ効果的に収集・分析・提供するため、人員・組織の充実を図り、審査業務、安全対策業務などの実施体制を強化していくこととしている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第7章 医薬品、食品の安全性の確保

第1節 医薬品・医療機器等の安全性の確保

4 医薬品・医療機器等の有効性・安全性の確保等

(3) 市販後対策

1) 医薬品・医療機器等の副作用情報等の収集・提供体制の強化

製造業者等から厚生労働省への副作用・不具合症例等報告を薬事法で義務づけているほか、全国の医療機関、薬局からの副作用症例等の情報を収集する制度として「医薬品等安全性情報報告制度」を運用している。なお、「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律」（平成14年法律第96号）により改正された薬事法において、医療機関、薬局からの副作用症例等の報告は法制化されることとなった。

2) 後発医薬品の品質確保

後発医薬品の品質管理を図るため、溶出試験規格のない医療用医薬品について2004（平成16）年までに順次再評価指定を行い、溶出試験規格を設定して先発品との同等性を担保することとしており、2003（平成15）年3月までに1,945品目が終了している。

なお、品質再評価の結果については、「医療用医薬品品質情報集（日本版オレンジブック）」として取りまとめ、公表している。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第7章 医薬品、食品の安全性の確保

第1節 医薬品・医療機器等の安全性の確保

4 医薬品・医療機器等の有効性・安全性の確保等

(4) 医薬分業の推進

医薬分業には、「かかりつけ薬局」において薬歴が管理されることにより、複数診療科受診による重複投薬や相互作用の有無の確認を行うことができること、薬剤師による十分な服薬指導により、医師の処方どおりの服用等が期待されること等の利点があり、医薬品の適正使用には大きな利点がある。

医薬分業は、順調に伸展しており、特に、最近の伸びは著しく、2002（平成14）年度の院外処方せん発行枚数は約5億8,462万枚で、医薬分業率は48.8%（日本薬剤師会調べ、速報値）と推計されている。

今後は、地域の事情に応じた計画的推進を図るとともに、国民が利点を実感できるような質の高い分業を進めていく必要がある。このため、理想的な薬局像や、薬局機能を評価する仕組みの導入に向けた検討を行うこととしている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第7章 医薬品、食品の安全性の確保

第1節 医薬品・医療機器等の安全性の確保

5 血液事業に係る最近の動向

血液製剤の安全性の一層の向上および安定供給の確保のために、以下のような取組みを進めている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2部 主な厚生労働行政の動き

第7章 医薬品、食品の安全性の確保

第1節 医薬品・医療機器等の安全性の確保

5 血液事業に係る最近の動向

(1) 輸入感染症対策に係る問診の強化

輸血により変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）を発症した例は世界的にも報告されていないが、理論的な感染のリスクを減らすための予防的な措置として、2000（平成12）年1月より、献血受入制限対象国を設定し、欧州渡航歴に関する献血時の問診を強化している。さらに2003（平成15）年6月より、献血受入制限国が欧州全域に拡大された。

また、2003（平成15）年3月より、ウエストナイル熱等の輸入感染症対策として、日本国を除くすべての国からの帰国者に対し、帰国後3週間以内は献血を見合わせるよう、献血時の問診を強化している。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第7章 医薬品、食品の安全性の確保

第1節 医薬品・医療機器等の安全性の確保

5 血液事業に係る最近の動向

(2) 複数回献血の推進

今後、血液製剤の国内自給に向けて、必要な量の原料血漿を確保するとともに、採血後の貯留保管を通じて安全性の一層の向上を図るためには、同一献血者による複数回の献血を推進することが重要であり、その方策について検討しているところである。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第7章 医薬品、食品の安全性の確保

第1節 医薬品・医療機器等の安全性の確保

6 薬物乱用防止対策

我が国における薬物事犯の検挙者数は1995（平成7）年以降急激に増加し、現在約19,000人であり、このうち覚せい剤事犯が最も多く、約17,000人と依然として高水準にあるとともに、昨今は大麻事犯の急増、MDMA等の錠剤型麻薬の大量押収など乱用薬物の多様化が進んでいる。

また、青少年の間にも薬物乱用が広がっており、乱用の低年齢層への広がりや乱用の危険性に対する認識の希薄化など、極めて憂慮すべき状況にある。さらに、最近の覚せい剤事犯の傾向としては、暴力団や外国人による事犯の多発、携帯電話やインターネットを用いた密売の出現など、ますます複雑かつ巧妙化していることがあげられる。

こうした問題に対して、政府をあげて取り組むため、内閣総理大臣を本部長とする「薬物乱用対策推進本部」の下、厚生労働省においては、関係各省との緊密な連携のもとに、総合的な取組みを進めている。

まず、不正薬物の取締りについては、各地方厚生局麻薬取締部において、インターネットを利用した取引等に対する取締り活動の強化を図るとともに、麻薬取締官の増員を行い密売人や乱用者に対する取締りに一層努力している。

また、啓発活動については、「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」や「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」を展開しているほか、特に、青少年に対する予防啓発活動を強化するため、全国8台の「薬物乱用防止キャラバンカー」を用いて全国の小・中・高校や地域等において効果的な啓発活動を展開している。

さらに、薬物の再乱用防止対策については、1999（平成11）年度より、全国の子供精神保健福祉センターにおいて、薬物依存・中毒者に対する薬物関連問題相談事業を実施している。

また、2002（平成14）年4月、東京において、各国の議員等が出席して、「国際麻薬統制サミット2002」が開催され、覚せい剤等の合成薬物対策の強化と国際協力の推進等が指針として示された。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第7章 医薬品、食品の安全性の確保

第1節 医薬品・医療機器等の安全性の確保

7 化学物質の安全対策について

(1) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）について

化審法では、化学物質による環境汚染を通じた人の健康被害を防止するため、新たな工業用化学物質の有害性を事前に審査し、ポリ塩化ビフェニル（PCB）やトリクロロエチレンのように、環境中で分解しにくく（難分解性）、継続して摂取すると人への毒性（長期毒性）のある化学物質について、その有害性の程度に応じた製造・輸入などの規制を行ってきた。一方、欧米においては、人の健康への影響と並んで動植物への影響にも着目するとともに、化学物質の環境中への放出可能性を考慮した審査・規制を行うことが主流となっており、また、2002（平成14）年1月には、OECDから我が国に対し、こうした点を反映させ適切な制度改正を行うべき旨が勧告された。このような状況の下、関係審議会（厚生科学審議会、産業構造審議会、中央環境審議会）において今後の審査・規制制度のあり方についての審議が行われ、2003（平成15）年2月に、化学物質の動植物への影響に着目した審査・規制制度を導入するとともに、環境中への放出可能性を考慮した、一層効果的かつ効率的な措置等を講じることが必要であるとの結論が得られた。これを踏まえ、同年3月7日に、化審法の改正法案が国会に提出され、同年5月22日に成立した。

改正化審法の主な内容は以下のとおりである。なお、本改正については公布の日（平成15年5月28日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

- (ア) 環境中の動植物への影響に着目した審査・規制制度の導入
 - (イ) 難分解・高蓄積性の既存化学物質に関する規制の導入
 - (ウ) 環境中への放出可能性に着目した審査制度の導入
 - (エ) 事業者が入手した有害性情報の報告の義務づけ
-

第2部 主な厚生労働行政の動き

第7章 医薬品、食品の安全性の確保

第1節 医薬品・医療機器等の安全性の確保

7 化学物質の安全対策について

(2) 内分泌かく乱化学物質対策について

内分泌かく乱化学物質については、科学的に未解明の部分が多く、引き続き調査研究を進めている。特に、

- 1)スクリーニング試験系の完成、
- 2)試料の採取・分析方法の充実、
- 3)いわゆる低用量作用メカニズムの解明、
- 4)生体暴露量の調査・疫学研究および
- 5)リスクコミュニケーション

の5点に重点を置き、取り組んでいる。

また、国際的な取組みも充実させてきており、OECDの「内分泌かく乱物質の試験及び評価に関するタスクフォース会合（EDTA）」においては、1998（平成10）年の設立当初より、国立医薬品食品衛生研究所から委員が参加し、特に我が国における研究成果を踏まえたスクリーニング試験法の国際的評価を主導した。さらに、2002（平成14）年6月の第6回EDTAにおいてEDTAの下に「非動物試験バリデーション管理グループ（VMG-non animal）」が設置されることとなった。

この分野での我が国における知見は蓄積されてきており、これらを世界へ積極的に発信し、国際的な評価を受けつつ、国内での施策に反映していくこととしている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第7章 医薬品、食品の安全性の確保

第2節 食品安全対策の整備

1 食品衛生規制の見直しについて

(1) 背景

食生活は、国民の健康な生活の基礎をなす重要なものであり、食品の安全性に対する国民の関心もますます高まっている。このような中で、国民が安心して食生活を送ることができるよう、食品衛生法に基づき、規格・基準の設定を行うとともに、検疫所における輸入食品の監視、保健所による国内食品関係営業施設に対する監視指導などを行っている。

しかし近時、牛海綿状脳症（Bovine Spongiform Encephalopathy：BSE）の発生や基準違反の残留農薬、偽装表示など食品に関するさまざまな問題を契機に食品の安全性に対する国民の不安や不信が高まっている。こうした状況を踏まえて、食品の安全性の確保に関する基本理念の明示、食品健康影響評価（リスク評価）を行う食品安全委員会の設置等を内容とする「食品安全基本法案」が国会に提出され、2003（平成15）年5月に可決・成立した。

厚生労働省が所管する食品衛生法等に基づく食品衛生規制は、こうした政府の食品安全行政への取組みのうち、リスク管理の主要部分を担うものであるが、「食品安全基本法」および農林水産省の関係法律と相まって、食品の安全性を確保することにより、国民の健康の保護を図ることを目的として、「食品衛生法等の一部を改正する法律案」および「健康増進法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、両法案は2003年5月に可決・成立した。

図表7-2-1 食品衛生法等および健康増進法の一部改正（平成15年5月30日公布、平成15年法律第55号及び第56号）

図表7-2-1 食品衛生法等および健康増進法の一部改正
(平成15年5月30日公布、平成15年法律第55号及び第56号)

目的

BSE問題や偽装表示問題などを契機とする食品の安全に対する国民の不安や不信の高まり
⇒ 食品の安全性の確保のための施策の充実を通じ、国民の健康の保護を図る

3つの視点に基づく見直し

- ①国民の健康の保護のための予防的観点に立ったより積極的な対応
- ②事業者による自主管理の促進
- ③農畜水産物の生産段階の規制との連携

見直しの全体像

目的規定の見直し、国・地方公共団体および食品等事業者の責務の明確化、国民等からの意見聴取（リスクコミュニケーション）

規格・基準の見直し

- 農業等の残留規制の強化（ポジティブリスト制の導入）
- 安全性に問題のある既存添加物の使用禁止
- 特殊な方法により摂取する食品等の暫定的な流通禁止措置

健康増進法

- 健康の保持増進の効果等についての虚偽又は誇大な広告等の表示の禁止

監視・検査体制の強化

- 監視・検査体制の整備
 - ・命令検査の対象食品等の政令指定の廃止
 - ・監視指導指針および輸入食品監視指導計画の策定・公表
 - ・都道府県等食品衛生監視指導計画の策定・公表
 - ・厚生労働大臣による輸入業者に対する営業禁止処分規定の創設
 - ・指定検査機関制度の登録制度への見直し
 - ・民間の検査機関を活用したモニタリング検査等に係る試験事務の実施
- 事業者による食品の安全性確保への取組みの推進
 - ・総合衛生管理製造過程（ハサップ）承認への更新制導入
 - ・食品衛生管理者の責務の追加等

食中毒等飲食に起因する事故への対応の強化

- 大規模・広域な食中毒の発生時等の厚生労働大臣による調査の要請等
- 保健所長による調査および報告

罰則強化

- ・表示義務違反等、法人に対する罰金の額の引上げ

等

(注) 関連して、「と畜場法」および「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」についても所要の見直しを行った。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第7章 医薬品、食品の安全性の確保

第2節 食品安全対策の整備

1 食品衛生規制の見直しについて

(2) 食品の安全性確保に向けた関係者の責務等について

「食品安全基本法」においては、国、地方公共団体、食品関連事業者および消費者につき、食品の安全性の確保に関する責務および役割を明らかにしている。また、「食品衛生法等の一部を改正する法律」においても、各関係者につき責務規定等を設けるとともに、関係者相互間における情報および意見の交換の実施により、食品の安全性の確保を図っている。

1) 国、地方公共団体の責務

「食品安全基本法」においては、

ア.国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、食品の安全性の確保のために必要な措置が講じられること

イ.食品供給行程の各段階において、食品の安全性の確保のために必要な措置が適切に講じられること

ウ.国際的動向および国民の意見に配慮しつつ科学的知見に基づき、食品の安全性の確保のために必要な措置が講じられること

という基本理念が定められており、国および地方公共団体は当該基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関する施策を策定・実施するものとされている。

「食品衛生法等の一部を改正する法律」においては、国および地方公共団体の責務として、食品衛生に関する正しい知識の普及、情報の収集、整理、分析および提供、研究の推進、検査能力の向上、人材の養成・資質の向上並びに国及び都道府県等の相互の連携を図ることを規定するとともに、国の責務として、情報収集等・研究・輸入食品等の検査の体制整備、国際的な連携の確保、都道府県等に対する技術的援助を行うことを規定した。

2) 事業者の責務

「食品安全基本法」においては、食品関連事業者の責務として、基本理念にのっとり、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有することを認識して、必要な措置を適切に講ずるとともに、正確かつ適切な情報の提供に努め、国等が実施する施策に協力するとされている。

「食品衛生法等の一部を改正する法律」では、食品等事業者は自らの責任においてその生産、製造、輸入、販売等する食品等の安全性を確保するため、食品等の安全性の確保に係る知識および技術の習得、原材料の安全性の確保、自主検査の実施等に努めるとともに、食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、仕入元等の記録の作成・保存に努め、当該記録の国・都道府県等への提供、原因食品等の廃棄等を適確・迅速に講ずるよう努めることを規定した。

3) リスクコミュニケーション

「食品安全基本法」においては、施策の策定に当たっては、情報の提供、意見を述べる機会の付与その他の関係者相互間の情報および意見の交換の促進を図るために必要な措置が講じられなければならないことを規定している。

「食品衛生法等の一部を改正する法律」では、

ア.厚生労働大臣が、新開発食品等の販売禁止、販売等の禁止となる獣畜の疾病、添加物等の販売等の禁止の適用除外、食品等の規格基準、食品等の表示基準、監視指導指針、輸入食品監視指導計画等を定めようとする場合

イ.都道府県等が都道府県等食品衛生監視指導計画を定めようとする場合において、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民又は住民の意見を求めるとともに、上記以外の場合であっても定期的に、食品衛生に関する施策の実施状況を公表し、広く国民又は住民の意見を求めること（いわゆる「リスクコミュニケーション」）を規定した。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第7章 医薬品、食品の安全性の確保

第2節 食品安全対策の整備

1 食品衛生規制の見直しについて

(3) 食品衛生法等の一部を改正する法律および健康増進法の一部を改正する法律の概要

1) 食品衛生法の目的規定の見直し

現行法において、「飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与すること」とされている食品衛生法の目的について、食品の安全性を確保することにより、国民の健康の保護を図ることを明確にした。

また、国および地方公共団体等の責務を定め、基準策定時等の国民等からの意見聴取および施策の実施状況についての国民等からの定期的な意見聴取の規定を設けた。（上記1（2）参照。）

2) 規格・基準

（農薬等の残留鏡割の強化（ポジティブリスト制の導入））

改正前の食品衛生法においては、食品中の残留基準が設定された農薬、動物用医薬品および飼料添加物（以下「農薬等」という。）については、その基準を超える農薬等が検出された場合について食品衛生法違反としてその食品の販売等を禁止することができるが、他方、残留基準が設定されていない農薬等が検出された場合は、安全性評価を個別に行い「有害」と判断されて初めて、その食品の販売等を禁止することができるにとどまっていた。

このため、食品衛生法の改正により、残留基準が設定されていない農薬等の成分である物質（人の健康を損なうおそれのないことが明らかなものとして定める物質（農薬取締法に基づく特定農薬等を想定）を除く。）が、人の健康を損なうおそれのない量として定める一律に定められる値を超えて残留する食品の販売等を禁止する、いわゆる残留農薬等のポジティブリスト制を導入した（改正法の公布の日から3年内に施行）。

なお、このポジティブリスト制の円滑な施行のため、農薬等の国内での使用状況や国際的な基準等を参考として、暫定的な残留基準の設定を急ぎ行うこととしている。

（既存添加物）

1995（平成7）年の食品衛生法改正により、化学的合成品の食品添加物に限って採られていた指定制度を天然添加物へ拡大した際に、当時現に使用されていた天然添加物489品目については、1)長い使用実績が

あり、安全性上問題があるとの個別の報告はないこと、2)既に広く流通し、特に安全性上問題がないものの流通をいったん禁止することは混乱が生じることから、「既存添加物」として引き続き使用を認めているところである。

これら既存添加物については、天然物由来であっても、更に安全性の確認が求められていることから、国が中心となって安全性評価を進めているが、その結果安全性に問題のあることが判明した既存添加物や、使用実態がなくなった既存添加物について、その販売等を禁止できるよう、今回の法改正において規定を整備した。

(特殊な方法により摂取する食品等の暫定流通禁止措置)

近年の食品製造技術等の技術進歩や輸入食品の多様化等により、いわゆるダイエット用食品などを含む一般的な摂取方法とは著しく異なる方法により摂取される食品や、一般的に飲食に供されてこなかった物を含む食品等が流通している。こうした食品の中には健康被害が発生している場合もあることから、食品衛生上の危害の発生・拡大を防止するため、食品衛生法の改正により、

ア.濃縮等により、その物の通常の摂取方法と著しく異なる方法により飲食に供される物で、人の健康を損なうおそれがない旨の確証がないもの

イ.食品によるものと疑われる健康被害が生じ、その被害の態様からみて食品に一般に飲食に供されることがなかった物が含まれていることが疑われるものについて、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その物を食品として販売することを禁止することができるようにするとともに、禁止に係る物又は食品について、その後の新しい知見等により、食品衛生上の危害が発生するおそれがないと認められるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、当該禁止の全部又は一部を解除することを規定した。

(健康増進に関する虚偽・誇大広告の禁止)

いわゆる健康食品等による広告の適正化を図り、例えば、虚偽・誇大広告等がなされた健康食品に頼ることによって適切な診療機会を逸してしまうといったことがないように、消費者への適切な情報の提供を図るため、健康増進法の改正により、食品として販売される物に関し、健康の保持増進の効果等について著しく事実と相違する、又は、著しく人を誤認させるような広告等の表示を行うことを禁止するとともに、厚生労働大臣は、国民の健康の保持増進に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、この規定に違反する者に対し、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができること等を規定した。

(特別用途食品の試験実施主体の拡充)

特別用途表示の許可に必要な試験の迅速化を図るため、健康増進法の改正により、当該試験業務について、独立行政法人国立健康・栄養研究所のみならず登録試験機関にも行わせることができることを規定した。

3) 監視・検査体制

(監視指導指針および計画)

食品の生産、流通、製造・加工の技術の高度化、輸入食品など食品流通の広域化などに伴う多様な食品の安全問題に対応するため、国が監視指導の基本方針や重要事項などを含む指針を作成するとともに、輸入時検査等における輸入食品等の監視指導計画を策定し、当該計画に従った監視指導を行う仕組みとした。また、都道府県等においては年度ごとに、地域の実情を踏まえた当該地域における食品や施設等の監視指導計画を策定することにより、統一的な考え方に基きつつ、地域の実情も踏まえた食品の安全性確保対策を推進しようとするものである。また、これらの食品の安全性確保の状況についての国民の理解を促進するため、指針・計画の策定時の国民からの意見聴取、監視指導の実施状況の公表等を行うこととした。

「輸入食品監視指導計画」について定めることとしている事項としては、主に

- 1)違反状況、危険情報等を踏まえて重点的に監視指導すべき項目、
- 2)講習会の開催等による営業者等の自主衛生管理の推進に関する事項、
- 3)その他、輸入食品衛生に関する調査研究等監視指導の実施のために必要な事項

である。なお、命令検査（検査に合格しなければ輸入・流通等が認められない検査）の対象食品等については、従来は食品衛生法の政令で定めていたが、輸入時検査の違反の蓋然性に応じて機動的に対応できるように、政令指定要件を廃止することとした。

一方、「都道府県等食品衛生監視指導計画」について定めることとしている事項としては、主に、

- 1)その地域の食品の生産、流通、製造・加工、食品衛生上の問題の発生状況を踏まえて策定する重点的に監視指導すべき項目、
- 2)講習会の開催等により営業者等に対する危害分析重要管理点（Hazard Analysis and Critical Control Point：HACCP）方式の概念の普及啓発、大量調理施設マニュアルに基づいた自主衛生管理の推進に関する事項、
- 3)食中毒事件が発生した場合の隣接自治体との連絡調整および国立試験検査機関における検査に必要な連絡調整に係る事項

である。

（輸入業者に対する営業の禁停止処分規定の創設）

また、近年の輸入食品等の増加、多様化に伴い、さまざまな事業者が食品等の輸入を行っているが、食品衛生に関する管理が不十分なために食品衛生法違反の食品を輸入、販売する事例も多くみられ、輸入食品等の違反が発見された際に、輸入者の営業を禁停止して、違反原因を改善し、違反の再発を防止する必要が増大している。事業者に対する営業禁停止処分については、現在、都道府県知事等のみ行うことができることとされているが、輸入食品等の監視指導を行っている厚生労働大臣が輸入業者に対する営業の禁停止処分を行うことができるようにし、輸入食品等の安全性対策の推進を図ることとした。

（指定検査機関制度の登録制度への見直し）

改正前の食品衛生法では、食品の安全性を確保する上で食品衛生法に違反する蓋然性の高い食品等に関して営業者等に対し、指定検査機関等において検査を受けることを義務づけている。

現在、厚生労働大臣が指定する検査機関は、公益法人に限定されているが、この指定制度を改め、現行の指定検査機関と同等の公正・中立性や検査能力等の要件を備えることを条件として、公益法人以外の民間の検査機関も登録検査機関として登録できることとした。

（登録検査機関を活用したモニタリング検査等に係る試験事務の実施）

近年の輸入食品の増加や多様化に伴って検査技術が複雑化、高度化していることにかんがみ、食品衛生監視員の増員や高度な検査を行う輸入食品・検疫検査センターの整備等の対応を行ってきたところであるが、今後の更なる輸入食品の増加、検査ニーズの拡大に対応するため、輸入食品等に関して検疫所等が行ういわゆるモニタリング検査（輸入食品の衛生上の実態を把握することを目的とし、食品等の種類ごとに輸入量、違反率、衛生上の問題が生じた場合の危害度等を勘案し、統計学的な考え方にに基づき、計画的に検査を行うもの）等について、検疫所等が自ら収去した検体に係る試験分析業務を公正・中立性や検査能力等を備えた登録検査機関に委託することができることを規定した。

（総合衛生管理製造過程承認制度の見直し）

本来、総合衛生管理製造過程承認制度は営業者による食品の安全性の確保に向けたHACCP方式による自主衛生管理を促す仕組みであるが、厚生労働大臣による総合衛生管理製造過程の承認を受けていながら重大な食中毒事件等を引き起こした事例が発生していることから、承認制度を見直し、一定期間ごとの自律的な改善を促すため、更新制を導入することとした。更新期間は、3年以上の政令で定める期間とする。

(食品衛生管理者の責務の追加等)

食肉製品や添加物等を製造又は加工する施設においては、特に衛生上の考慮を必要とすることから、食品衛生管理者の設置が義務づけられているが、この食品衛生管理者について、自主管理や法令遵守の観点から以下のような責務を追加することとした。

ア.食品衛生管理者は、法令違反および食品衛生上の危害の発生を防止するために、施設における衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項について、営業者に対し必要な意見を述べ、営業者は当該意見を尊重しなければならない。

イ.現在、食品衛生管理者の設置が不要とされている総合衛生管理製造過程の承認を受けた施設についても、他の施設と同様、食品衛生管理者を置かなければならない。

4) 食中毒等飲食に起因する事故への対応の強化

近年、食品の大量製造や流通の広域化を反映して、大規模・広域食中毒が顕在化しており、今回の改正において、これらの食中毒事件に対応するため、食中毒患者等が一定数以上又は広域にわたり発生し、若しくは発生するおそれがある場合であって、食品衛生上の危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、厚生労働大臣が都道府県知事等に対し、期限を定めて、食中毒の原因を調査し、調査の結果を報告するように求めることができることとした。

また、改正前の食品衛生法では、保健所長は医師からの食中毒に係る届出があった場合に調査しなければならないこととされているが、今回の法改正において、より早期に食中毒対策等を実施することを目的として、医師による届出がなくとも、保健所が食中毒の調査等を行う旨の規定を整備するとともに、国に対する報告規定も整備した。

5) 罰則の強化

営業者等による法令遵守を促すため、表示義務違反等について罰金の額を引き上げるとともに、法人に対する罰金の額を引き上げる等所要の見直しを行った。

コラム

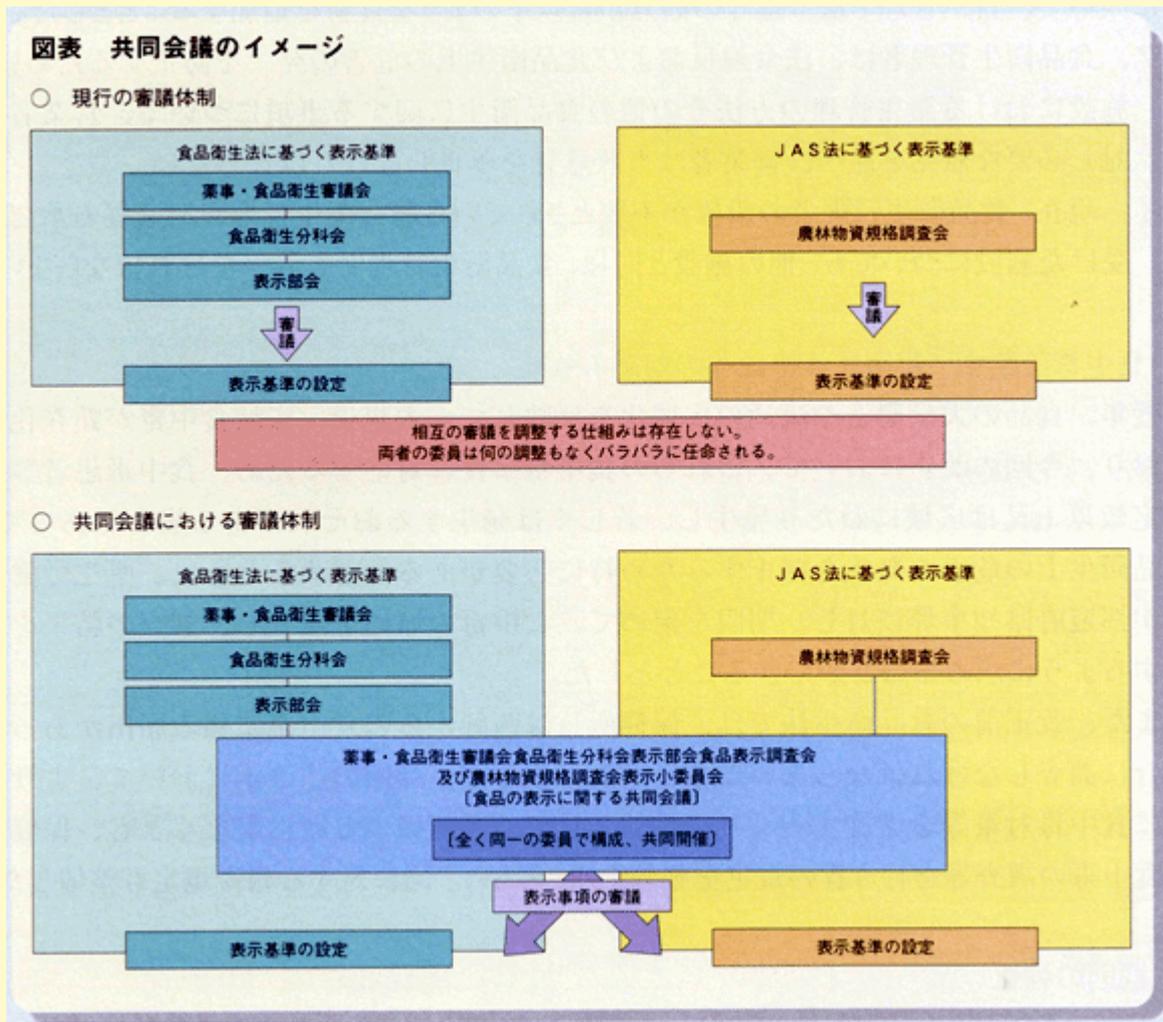
食品の表示に関する共同会議

食品衛生法と農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）に規定する食品表示について総合的に検討を行うため、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会食品表示調査会（食品衛生法）および農林物資規格調査会小委員会（JAS法）に関する調査会の共同で、「食品の表示に関する共同会議」（以下「共同会議」という。）を設置し、食品衛生法およびJAS法に共通する表示項目、表示方法等について検討を行っている。

現行の表示制度で比較的日持ちする食品（製造から6日以上持つ食品）については、食品衛生法とJAS法に基づいて「品質保持期限」および「賞味期限」のいずれの表示を行うことも可能となっているため、意味の同じ用語が併存すること等について、消費者、事業者双方からわかりづらいとの指摘を受けている。これを受けて共同会議では、期限表示の用語・定義の統一についての検討を行った結果、「賞味期限」に統一すること等の結論が得られたところである。

また、このほか、共同会議では、「原料原産地表示の表示対象品目の考え方」などについての議論がされており、今後も、食品の表示基準全般について、順次検討を行っていく予定になっている。

図表 共同会議のイメージ



6) その地

と畜場法および食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律についても、法の目的に、「国民の健康の保護を図る」旨を規定するとともに、厚生労働大臣と農林水産大臣の連携に関する規定の創設を行う等、所要の改正を行った。

これらの法律については、一部の事項を除き、公布の日から3月を超えない範囲内で政令で定める日より施行する。

コラム

「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会について

国民の健康に対する関心の高まりに対応し、「健康食品」に係る今後の制度のあり方を検討するため、「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会が開催されている。本検討会においては、

- 1)国民の健康づくりにおける「健康食品」の役割をどう位置づけるか。「医薬品—現行制度に基づく保健機能食品—いわゆる健康食品—一般食品」の体系のあり方。

2) 「健康食品」の利用、製造、流通の実態は、国民の健康づくりに有効に機能しているか。「健康食品」の安全性・有用性の確保、消費者に対する適切な情報提供、利用者の期待に応える「健康食品」はどうあるべきか。

3)1)、2)を踏まえ、行政、関係業界、消費者の果たすべき役割、制度はどうあるべきか。

を課題とし、2003（平成15）年中に提言を取りまとめることとしている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第7章 医薬品、食品の安全性の確保

第2節 食品安全対策の整備

2 食品の安全性の確保に向けた取組みについて

(1) 国際的に汎用されている食品添加物の指定に向けた取組み

食品添加物については、2002（平成14）年7月、未指定の添加物である「フェロシアン化物」が塩の固結防止剤として欧米を始め国際的に広く使用されていることが判明したことから、その指定につき早急に検討され、同年8月に指定が行われた。

このような事態を受けて、薬事・食品衛生審議会において、

- 1)国際的専門家会議で安全性評価が終了し、一定の範囲で安全性が確認されているもので、
- 2)米国、EU諸国等で使用が広く認められていて、国際的に必要性が高いことが予想されるものについては、企業等からの要請を待つことなく、指定に向けた検討を開始すること

とし、審議会にて安全性、品質等を個別に審議する旨の方針が決定された。この選定基準に該当する46品目について、順次、指定に向けての検討作業を行うこととしている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第7章 医薬品、食品の安全性の確保

第2節 食品安全対策の整備

2 食品の安全性の確保に向けた取組みについて

(2) 輸入食品の安全性確保に向けた取組み

輸入食品については、検疫所における「モニタリング検査」により違反状況を把握するほか、違反の蓋然性が高いものについては、すべての届出に対し、「命令検査」を実施するなど、安全性の確保を図っている。

しかしながら、一部の輸入食品について、残留基準値を超える農薬が検出されるものが相次いだことを契機に、2002（平成14）年7月に食品衛生法が改正され、厚生労働大臣が食品衛生上の危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときには、検査を要せずに輸入等を禁止できる仕組みが創設された。厚生労働省としては、例えば、冷凍ほうれんそうに関して中国と協議を行ったように、繰り返し違反が発見される食品の輸出国に対しては、当該規定に基づく輸入禁止措置を発動することも視野に入れつつ、現地調査や二国間協議を行い、我が国が求める衛生水準の確保のため、生産・製造段階を含めた対策を求めている。

今般成立した「食品衛生法等の一部を改正する法律」でも所要の措置を講じている（1.（3）3参照）ほか、2003（平成15）年4月1日より、厚生労働省医薬局食品保健部（現医薬食品局食品安全部）監視安全課に輸入食品安全対策室を設置するとともに、検疫所の食品衛生監視員を15名増員し、モニタリング検査予定件数を約52,000件から約73,000件に増加するなど、輸入食品の安全性確保に向け、取組みを強化したところである。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第7章 医薬品、食品の安全性の確保

第2節 食品安全対策の整備

2 食品の安全性の確保に向けた取組みについて

(3) コーデックス委員会での取組み

国連食糧農業機関（Food and Agricultural Organization：FAO）と世界保健機関（World Health Organization：WHO）は、消費者の健康保護および公正な食品貿易の確保を目的としたFAO／WHO合同食品規格委員会（コーデックス委員会）を1962（昭和37）年に設立した。コーデックス委員会は、総会・執行委員会・事務局・課題別の部会・特別部会・地域調整委員会から構成されており、2003（平成15）年3月現在の加盟国は168か国である。コーデックス委員会が策定した国際食品規格は、世界貿易機関（World Trade Organization：WTO）の多角的貿易協定の下で、国際的な制度調和を図るものとされている。

我が国は、コーデックス委員会に1966（昭和41）年に加盟し、総会や各部会等に代表を送り、国際基準策定に積極的に取り組んでいる。また、我が国は、遺伝子組換え食品の安全性評価等に関する国際基準策定に取り組むため、1999（平成11）年の総会において、「バイオテクノロジー応用食品特別部会」の設置を提案し、同特別部会の設置および我が国が同特別部会の議長国となることが、全会一致で決定された。我が国は、同特別部会を2003（平成15）年3月の最終回まで計4回開催し、

- 1)モダンバイオテクノロジー応用食品のリスク分析に関する原則、
- 2)組換えDNA植物由来食品の安全性評価の実施に関する指針、
- 3)組換えDNA微生物利用食品の安全性評価の実施に関する指針、

を同特別部会案として取りまとめ、2003年6月30日からのコーデックス総会において採択された。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第7章 医薬品、食品の安全性の確保

第2節 食品安全対策の整備

2 食品の安全性の確保に向けた取組みについて

(4) 食品に関する研究および情報収集体制

近年の科学技術の目覚ましい発達に伴い、多種多様な食品の出現や食品中の化学物質の人体への影響が明らかにされるようになった。これを受けて、食品衛生分野における研究および情報充実体制の強化が求められている。

食品に関する研究は、国立試験研究機関において行われているほか、厚生労働科学研究費補助金により幅広い研究者において行われている。情報収集体制については、2003（平成15）年度より、国立医薬品食品衛生研究所に新たに「安全情報部」を設置し、国内外の食品安全に関する情報収集を行っている。

第2部 主な厚生労働行政の動き

第7章 医薬品、食品の安全性の確保

第2節 食品安全対策の整備

3 安全でおいしい水の確保

(1) 安全で良質な水の確保

水道は国民の生命や生活に直接関わり、万一水の安全性が損なわれた場合には、国民の生命・健康に深刻な影響を与えるものであることから、絶対的な安全性の確保が必要である。現在、我が国の水道普及率は96%を超えているが、いまだに未普及の地域も残されていることから、国民の衛生を確保するためにも、水道未普及地域の解消が急務となっている。

1) 水道法の改正

水道法の一部を改正する法律は、2001（平成13）年7月4日に公布され、2002（平成14）年4月1日より施行されている。主な改正事項は、

- 1)水道事業者による第三者への業務委託の制度化、
- 2)水道事業の広域化による管理体制の強化、
- 3)利用者の多い自家用の水道に対する水道法の適用、
- 4)ビル等の貯水槽水道における管理の充実、
- 5)利用者に対する情報提供の推進

の5点であり、より一層の安全な水道水の安定供給の確保を推進しているところである。

2) 水道の水質管理、高度浄水施設の整備促進等

安全で良質な水道水を供給するためには、水源から給水栓までを見渡した水質管理が重要であり、水道事業者による水質検査等の水質管理により水道水質基準に適合した水道水の供給が行われている。水道水質基準についてはその時々の科学的知見の集積に基づき逐次改正を行ってきており、最近では鉛の基準値強化を行ったほか、2003（平成15）年に予定される世界保健機関（World Health Organization：WHO）の飲料水水質ガイドラインの全面的な改訂の動きも踏まえ、水質基準の全面的な見直し等の検討を進めているところである。また、近年の水道原水の水質汚濁へ対応するため、通常の水質処理では除去が困難な場合にはオゾン処理、活性炭処理や膜ろ過施設等の整備を推進するとともに、水道事業者のみでは対応が困難な場合、「水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律」に基づき、水道事業者の要請により都道府県等が計画を定め、下水道整備等の水道原水の水質保全事業の実施の促進を図っている。

3) クリプトスポリジウム対策

塩素耐性を有するクリプトスポリジウム等の病原生物については、「水道のクリプトスポリジウム暫定対策指針」（暫定対策指針）に基づき対策を進めており、その一層の徹底を図るため、水質基準の見直し等の検討に併せ対策の強化の検討を進めているところである。また、「飲料水健康危機管理実施要領」を策定し、飲料水により国民の生命・健康の安全を脅かす事態が生じた場合の情報収集、対策実施の要領に基づき、健康被害の発生予防、拡大防止等の健康危機管理対策を図っている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2部 主な厚生労働行政の動き

第7章 医薬品、食品の安全性の確保

第2節 食品安全対策の整備

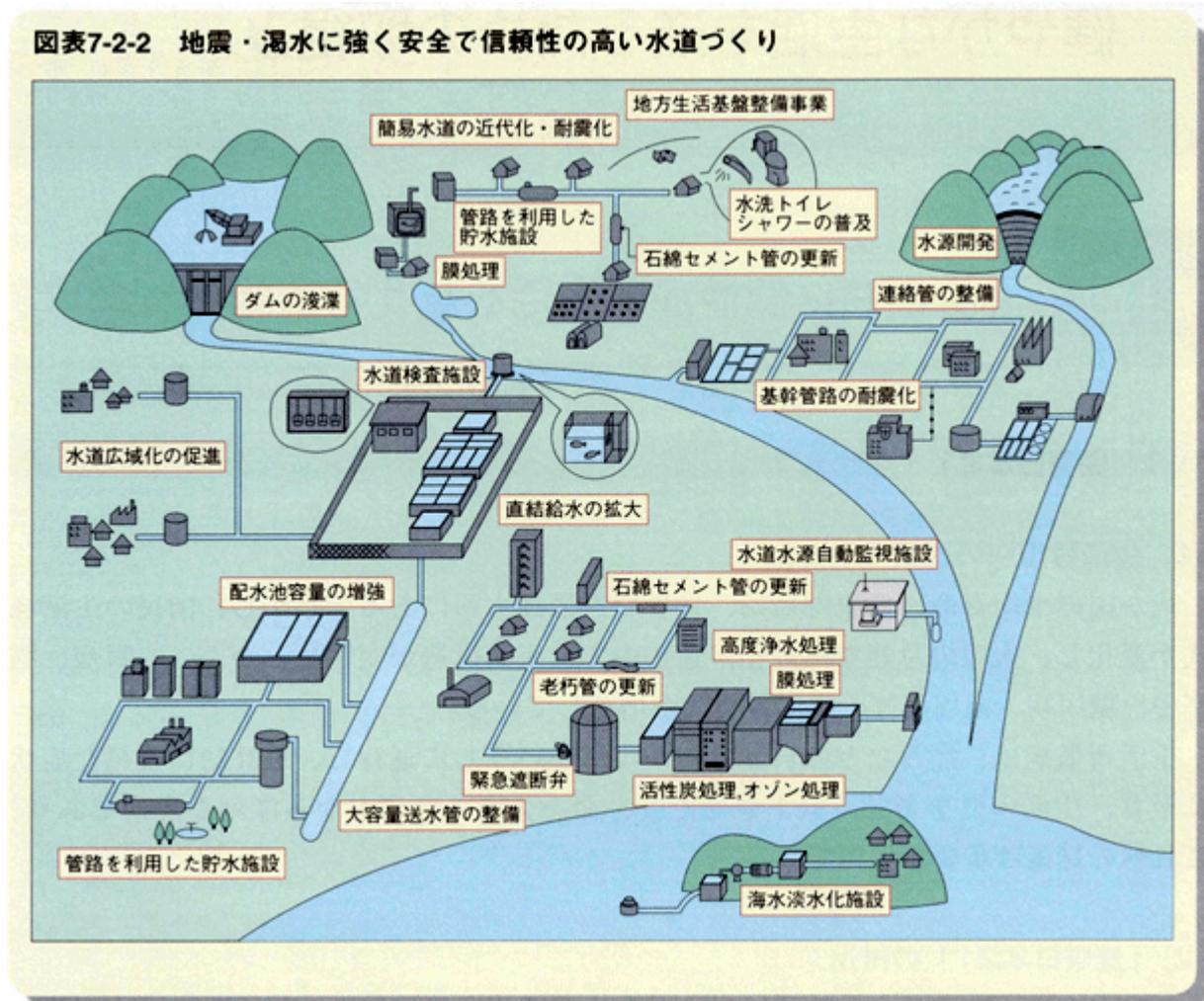
3 安全でおいしい水の確保

(2) 地震・濁水に強い水道づくり

大規模地震による被害を未然に防止するため、災害時にも安定的に水道水が供給できるよう、水道施設の耐震化を進めるためのマニュアルの作成等を行うとともに、地震に強い施設の整備や、緊急時における給水拠点を確保する事業に対して国庫補助を行うなどの支援を行っている。

また、近年においてもしばしば発生している濁水への対策として、水利用状況の見直し、節水型社会の形成とともに、既存の水源を最大限に有効活用できるように広域的な水道施設の整備や漏水防止を促進し、また、ダム等の建設や海水淡水化施設の整備、配水池の整備などを推進している。

図表7-2-2 地震・濁水に強く安全で信頼性の高い水道づくり



(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare